

Title	近古輸入金地金の一種「舟印子」の新研究：徳川幕府貯藏の印子の來歴
Sub Title	
Author	遠藤, 佐々喜(Endo, Sasaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.2 (1935. 8) ,p.1a(183a)- 36(218)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:拜領物 舟印子
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350800-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350800-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

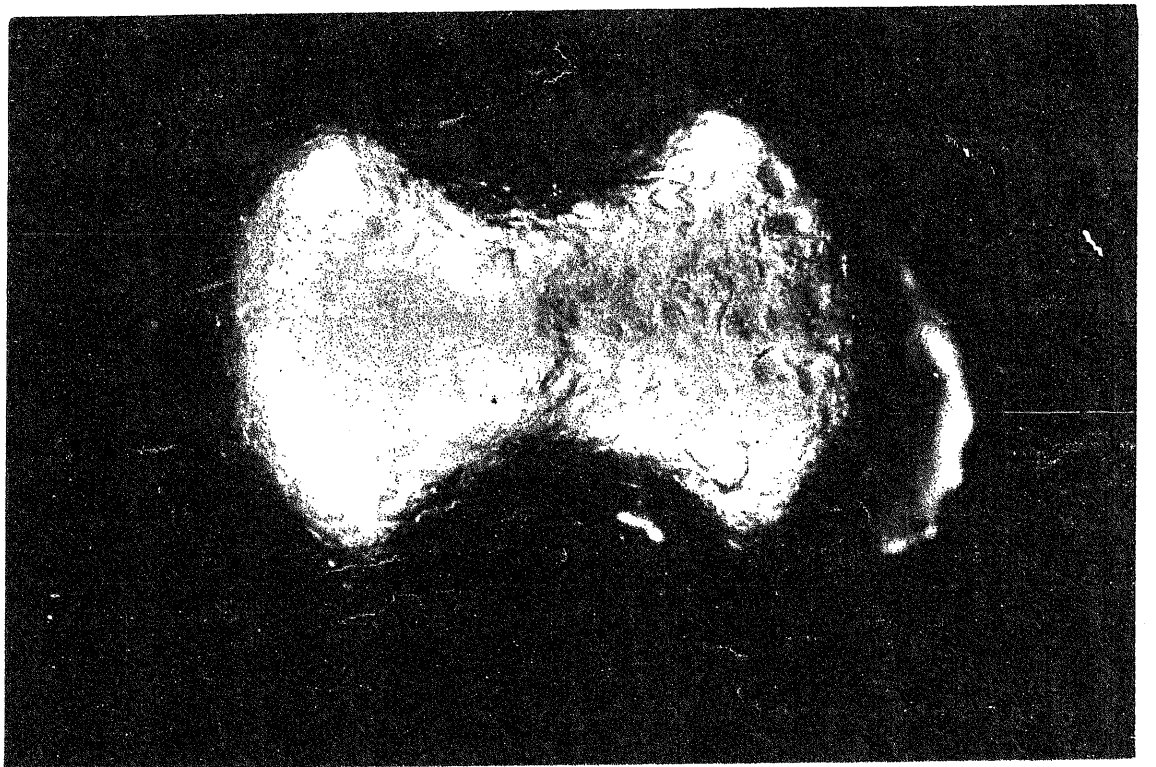
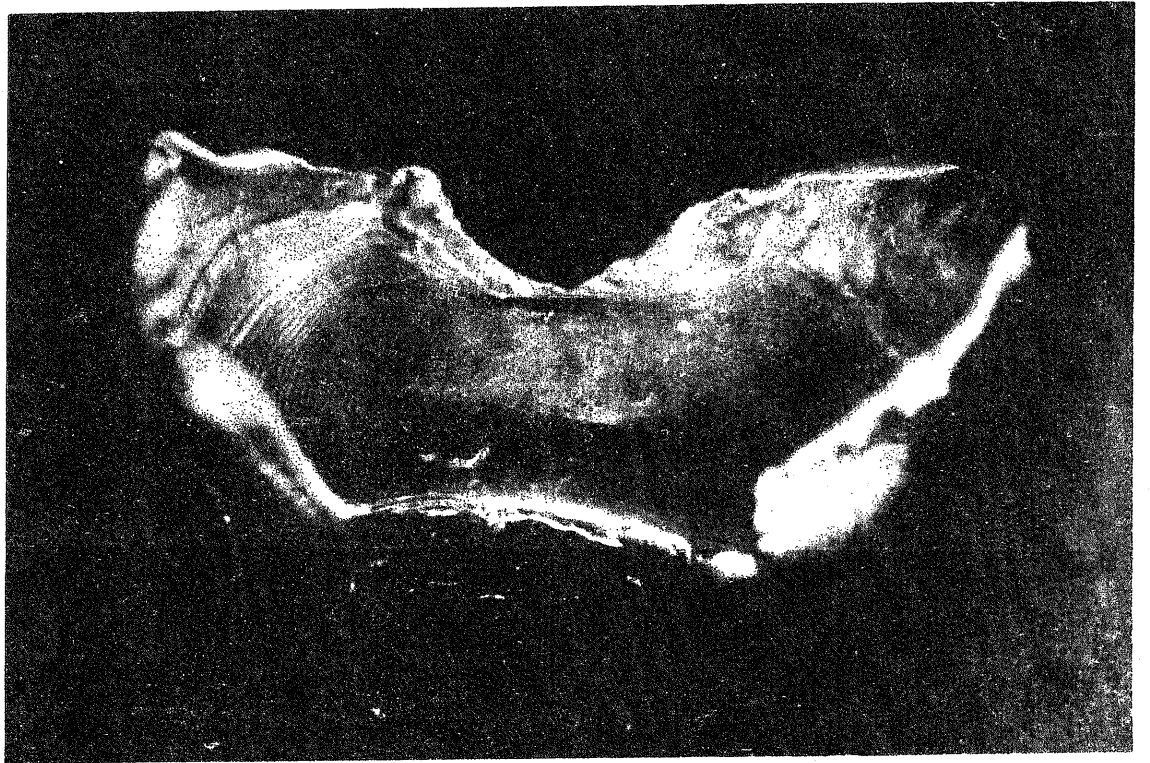
The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

拜領物

舟印子

酒井伯爵家藏

この舟印子一個は舊姫路藩主酒井伯爵家にて御先代が、將軍家から、いつの頃か拜領せられたるもの一つである。舟印子實物の今に傳はるものは前田侯爵家、三井男爵家其他のものもあるが、これはその内でも標本的なものと思ふ。研究用として特に實物大に寫して貰つた。目方は九十八匁五分ある。三井家所藏のものと同じである。底の分銅形なるが爲めに「金小分銅」とも唱へられ、金大分銅即ち法馬と對照される。「印子金」とも「印子」とも唱へる。もと支那のものであるのに、彼國には却て一つも傳はらず全く忘れられてゐる。我國でも滅多に拜見は出來ぬ。此寫眞は、昭和九年十一月三越に於て、造幣局東京出張所主催の貴金屬展覽會が開かれた時、伯爵家の諒解と造幣局の好意とによつて、特に予が學術的研究用として撮影を許されたものである。之を特筆して感謝の意を表す。速藤佐々喜敬白。



# 近古輸入金地金の一種「舟印子」の新研究

## 徳川幕府貯藏の印子の來歴

遠藤 佐々喜

### 一 緒言

### 二 研究先蹤

三 印子名稱の起源と郢爰

四 舟印子の異名

五 印子の種類

六 舟印子の形制

七 印子の圖案化

八 舟印子の用途

九 舟印子の量目品位

一〇 舟印子の輸入

一一 舟印子の幕府貯藏品來歴

一二 諸家儲藏の舟印子

一三 今後の問題

一四 要括

### 一 緒言

予は先に、大正十三年四月本誌の第參卷第壹號に於て、「徳川幕府非常用の金銀分銅の研究」を發表したが、それは金銀の大分銅即ち法馬の來歴であつた。それについては今猶補修的研究を繼續してゐる。

近古輸入金地金の一種「舟印子」の新研究（遠藤）

然るに今年五月、史學會大會の爲めに三井家が主催したる展覽會に於て、舟印子一名金小分銅の實物を  
出陳するに際し、予は其の小解を試みて置いた。今その不備を充ふ一論文を本誌に發表するのは、前の  
大分銅の研究と對照の便宜を謀つたわけである。

前の大分銅研究の時は、大正震火災直後で、金の貯藏といふ事に特別の歴史感を催した時節であつた  
が、今度は、金輸出禁止時代乃至金本位制の崩壊時代であることについて自分丈けの興味がある。

尙自ら「新研究」と唱へたのは、古來の學者が實物研究の不便に苦んだ時に較べると、所謂時節到來  
で、たとへ聊かでも、實物に即して研究した事と、未使用の文獻をより多く使用することが出来るやう  
になつたからである。

材料は、既に五年前に纏めて置いたものを、今急に整理したもので、尙不満足の點が多い。

## 二 研究 先 蹤

印子金に關する從來の研究は總て斷片的隨筆的であつた。

先づ支那の文獻としては、夢溪筆談を主とし、其他博物便覽、續博物志などが、最もよく我邦の學者  
に知られ、新井白石も近藤守重も大塚嘉樹も之を金科玉條とした。乍併、文獻と實物との矛盾には注意  
が足らなかつた。

次に日本の文獻として最も有力なものには、黒川道祐の靜庵隨筆一名遠碧軒隨筆と植田仲慶の正金銀私考と小早川某の老談一言記との三つが先づ數へられる。この三つを基として、白石も近藤も大塚も各其一家の説を立てた。伊勢貞丈は其の安齊隨筆に正金銀私考を抄出したばかりで自説らしいものを立てなかつた。

印子金を主題したものでは、何と云ても白石が小瀬復庵に答へた手簡中の「印子金」を第一に推すべきである。次に近藤の金銀圖録の「印子金」の説明が世に知られて居ることは白石以上であるけれども、今から見れば頗る無理が多い。それよりは近藤と同時代の三貨圖彙の著者草間直方の所説の方が史料的にも一層秀で、居る。安永天明頃の故實考證家大塚嘉樹の「黄金名義」寫本中の「印子金」の考は續博物志を引いたばかりで、何者の卓見もない。幕末の淺野梅堂の寒檠瓊談中の印子に關する所見は金座の實見記を交へたる點に特色があるが、其他は白石の受賣に過ぎなかつた。

古事類苑泉貨部には、「印子金」として特別の標目を示さないが、所收の史料には當代記と東武實錄とがあるばかりで、史料的にも甚だ貧弱であつた。

三省堂百科大辭典の「印子金」は白石先生手簡と夢溪筆談とより成り、富山房國民百科大辭典の最近刊のそれは、金銀圖録と古事類苑とより成り、當代記を活用した點に一特色を認めるばかりである。要するに、從來の諸研究では、白石と近藤と草間との三大學者の所説が最も注目すべきものである。

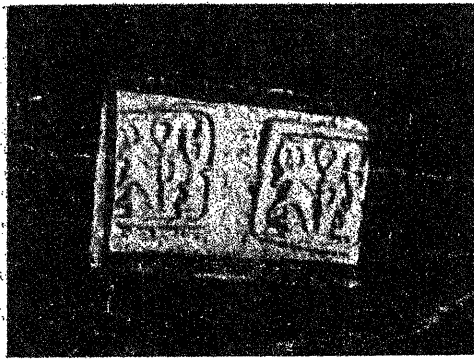
乍併皆未完成の假説に過ぎない。白石と草間とは舟印子の實物を知て居た事が判るけれども、流石の近藤がそれを知らなかつたらしいのは惜しい。そして三人共に、未だ支那の印子金の眞物たる郢爰などを知る時勢に遇はなかつたから、所説が徹底しなかつたものも無理はない。

然るに極最近三井家主催史學會展覽會圖録の發刊に於て、始めて支那の「印子金」の眞物たる「郢爰」と日本の「印子」の眞物たる「舟印子」「花印子」等を併せて實見することが出来たので、人々の注意を喚起し、漸く古來の學説の總括期となつたと思はれる。

### 三 「印子」名稱の起源と郢爰

「いんす」「印子」の名稱は、我邦では凡そ慶長以後寛永正保以前に舶載したる純良金塊の一種の通稱であるけれども、彼國では却て一般に行はれて居ない名稱である。我邦の用例も、「印子金」と唱へた方よりも「金」の一字を省いて、單に「印子」と唱へた方が多い。それは、「金子」「銀子」と相對するものである。「印子」又た「印子金」の辭源を支那に求めると、丁度、宋代の人沈括の隨筆、(大寶) 夢溪筆談に

壽州八公山側、土中及溪澗之間、徃徃得小金餅、上有篆文劉主字、世傳淮南



王藥金也、得之者至多、天下謂之印子金是也。然止於一印、重者不過半兩而已、鮮有大者。

とあるによつて、名稱の起源となすことが出来る。即ち「印子金」の「印」は、小金餅にある篆文の刻印（古代封泥のやうな）のことである。新井白石も近藤守重も既に此事に心付いたのはよいが、その名稱を以て直ちに自分達が平素唱へ居る我邦の印子金即ち所謂舟印子に符會させる爲めに、この引用文中の一印のこと、重さ半兩に過ぎないこと、大なる者が鮮いことの重要な文句を故意に見逃がしてゐるのは甚だ無理である。小金餅重さ四五匁の印子金と、大にして重さ百目内外の舟形の印子金とは、たとへ名稱が類似して居ても、實物は全く別種のものである。

然るに、近く光緒二十九年明治三十六年頃に至て珍らしく支那で發見された古代金幣の小金餅に恰も右筆談の文面に相當するところの「郢爰」といふものがあることが始めて彼國の古泉家景張・方若・羅振玉等の一部の人々に少しづつ知られて來た。我邦でも夙に中村不折氏の蒐集があり、其後近く五六年前三井家の大收獲によつて、支那貨幣史の專攻加藤繁博士などの鑑賞により益々邦人の注意を惹き起しつゝある。

この郢爰が即ち印子金の眞物であることは、吾等が私解を試みた展覽會圖録の一小文に譲り、こゝでは只だ「印子」の辭源を明らかにするだけにとどめて置きたい。郢爰其者の詳しい考證は、専門の加藤博士が近々に發表されるさうだから、其發表後に於て、別に予は三井家藏弁の實物丈について更めて一



文を草する豫定である。何分、「郢爰」の新発見は恰も河南の殷墟骨文や新疆の木冊文字に比敵すべき學界の新課題であるから、一朝一夕には論斷が出来ぬ。

茲に附加して言いたひ事は、郢爰の製作年代を、かの「圖録」には、「凡そ漢代」としたのは予が錯誤で、「爰」といふ黄金の一定量の稱呼と其篆文の書體からみて古泉家の通説の如く秦以前春秋時代のものだらうかと考へ直してゐる。とにかく、支那最古の金貨であることは動かない。又た「劉主」の「劉」を「刻」とよみ直して「主字を刻す」としたのは、うつかり、近藤の穿鑿を踏襲したのであつたが、追考するに、それも私の誤解で、あれは己に一般に知られてゐる通り「劉主」でよかつた。乍併昔の人が印面篆文の二字を「劉主」と訓んだのは、左字の篆文を誤て左からよんだからさうよめたので、今親しく實物を檢すると、正さしく右からよんでこそ「郢爰」とよまれることが始めて實證される。挿圖郢爰寫真參照。

これは、昭和四年頃、河南省鄆陵縣古城村よりの出土品で三井家所藏總計三十五片中の一で、郢爰二ヶ連結のまゝである。

註(一) 夢溪筆談、予はこれを汲古閣本津逮祕書より直寫した。近藤も同じ書を用ひながら「劉主」の「劉」を「刻」と改めたのは所謂角をためすとて牛を殺すものである。

(二) 白石先生手簡(與小瀬復庵書)。新井白石全集第五所收。この内、夢溪筆談の引用文には誤植が多い。

(三) 金銀圖録、伍 印子金の略圖と解説がある。圖は浮世繪師尙左堂俊滿に描かされたものである。

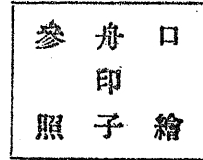
同 七 附言並頭註

拙稿、金銀圖録警戒資料 貨幣第百拾壹號(昭和三・六)

(四) 歴代古泉百三十五譜。郢爰一個の拓本がある。

(五) 第三十六回 史學會大會 三井家主催展覽會圖録。郢爰四片表裏の寫真と圖解がある。(會場の出陳品は郢爰三十五個、内單獨一片と三四片連結のもの外に金錠片一片一個、金餅片三片の表裏寫真)。

#### 四 舟印子の異名



我邦に古く輸入された所謂古渡りの「印子」といふものは、前述の支那最古の金幣、「郢爰」(印子金)とは全く形狀を異にしたるもので、一見舟形をなしてゐるので、古くから之を「舟印子」と唱へた。又古文書類には單に「いんす」「ゐんす」「印子」と書いてある。

「舟印子」の俗稱は、凡そ慶長以後から金座の人々の間に行ひられた名稱である。それは老談一言記といふものに、金座後藤庄三郎の實傳を述べたる一節に、「金子の名」として、

『舟印子 花印子 大佛大判 古大判 武藏判 駿河判 甲州判<sup>上州飯櫃外に二色</sup> 京小判 佐渡小判 新小判』

とあるのが出典の一である。白石の印子金の説にあるのもこれから引用したものであらう。白石も嘗てその眞物二個を實見し時の記憶によつて其の馬蹄の如くなる形狀について細かく説いてゐる。然るに近藤は其著金銀圖録に、「印子金」として頗るあやしげな所謂舟印子の想像略圖を示し、その説明文中に、  
「慶長前後花印子舟印子等ノ目アリテ賞賜ノ用ニ充シ有リ」云々と述べたれども出典が明記してない。

又た同書に、「靜庵隨筆ニ印子ト云モノハ舟形ノ物ナリ、是ハ南蠻物ナリト見ヘタレバ意フニ南蠻人上金ヲ持渡リテ其頃印子ト呼シテ其形ニ效テ今ノ唐金銀ノ制ノ如ク作りタルモノカ」とあるが、靜庵隨筆とは黒川道祐號靜庵の遠碧軒隨筆の別名で、其原本には、

『印子はあなたより來るもの、印子の位の金は日本にはなし、(舟)(形)ふねなりにて波のやうなものあり』とあるより取つたものである。とにかく近藤は不幸にして舟印子の眞物に接しなかつたらしい。

近藤と同時代で互に材料を交換した草間直方の三貨圖彙(3)には、白石や近藤よりも一步進んだ卓見を述べてゐる。

『今、古金銀を翫ブモノ印子金ト稱スルハ右(木村孔恭模寫寶曆癸未唐船齋來金銀之圖)寶曆年舶來ノ赤足金安南金ノ類ナリ。

又赤足安南金ニアラズシテ元寶足紋銀ノ極印ナキ舟ノ形ニ似タル黄金ヲ是モ印子金ト稱スレドモ、ヤハリ寛永正保年ニ舶來ノモノナリ、夢溪筆談ニ云印子金トハ別種ナリ、不可惑』

とあるのによつて、所謂舟印子は、夢溪筆談の印子金とは別種であることは勿論、寶曆以後新渡の赤足金・安南金・元寶足紋銀などの所謂印子金とも區別すべきもので、寛永正保頃舶來の古渡りのものであることが明らかに鑒別される。

尙この舟印子を以て「馬蹄金」に比較することは、別項形制に於て述べることにする。

要するに、「舟印子」の稱呼は金座後藤の常語であつて、又た一般に「印子」とも或は「印子金」とも

唱へるが、その「印子」なるものには新古の種別があり、舟印子は古い方に屬するものである。

さてかの近頃の學界で有名となつた徳川家康の駿府遺金の目録——元和二年久能山御藏金銀請取帳(尾州徳川家藏)、寛永廿年久能山御用金銀江戸御金藏御納覺(久能山藏)などの新發見の根本史料中に、たとへば、

一金壹箱 但百入之由 いんす (元和二年の目録)

一金 此 内 七貫五百拾匁ハ色々金 壹枚九兩三分ハ色々金 (寛永廿年の目録)

印子拾四

此 内 五八本印子 九ハ佐渡印子 但壹箱入

右の「いんす」印子は金の小分銅にして大法馬でないことは其一箱の容量によつても察せられる。「本印子」とは一名「眞印子」といひ、恐らくは舶來の舟印子で、「佐渡印子」といふは和製のものであらう。又た其の元和二年の目録中に、

一金四拾壹箱 ふんどう

但壹箱に付百入之由

とあるその「ふんどう」も分銅形の舟印子の一種類であらう。もし金の小分銅即金法馬(量目一個四拾四貫目以上)であつたらば壹箱に百個も容られる筈がない。

近古輸入金地金の一種「舟印子」の新研究(遠藤)

舟印子壹個は大概百目平均のものである。それから「金小分銅」とも唱へた事は、「寛文元年七月御守金銀帳」に

一金小分銅

百拾五ヶ

但壹ツニ付百目ツ、也

とあるによつても知られる。三井家所藏の舟印子の原藏者の傳來名にも、「分銅金」とあつた。それは、其形が「舟」といふよりは分銅に近いからである。形制のことは別項に詳論する。

又た「印子」の名を舟印子に限らず、舶來の純良貴金屬の諸製品にも流用したことで、後世の用例は多いが、古い一例では、たとへばかの寛永廿年の久能山金藏目錄中「色々金銀」の細目に、「印子貳拾六兩、但わひかね・むねがね」とあるによれば、舶來の貴金屬製指輪や胸飾(裝身具か)などにも夙に「印子」と唱へたことが知られる。

要するに、所謂舟印子は、古文書では「いんす」「印子」と一般に見え、その「印子」には、類似の金小分銅も別にあり、又た舶來の貴金屬製品にもこの稱呼を用ひたものである。

註(一) 老談一言記は朝倉景術編遺老物語十四ノ十六の内に編入されてある。著者は小早川隆景の孫小早川式部能久だと海録にある。朝倉景術は白石の妻の弟である。

(二) 遠碧軒隨筆(日本隨筆全集第十卷所收)但この刊本には誤植が多い。近藤金銀圖録に引く所の靜庵隨筆と異名同書だと推定する。

(三) 三貨圖彙は日本經濟叢書本が今最も普及してゐるが、大阪には其原本が二通りある。予もまた某氏珍藏の一異本を實見した

が、その圖版には近藤の圖録所載のものを著者に斷つてそのまま切り張したものが多くあつた。互に材料を交換したことを實際に於て始めて知つた。著者草間の印子金に關する識見は白石よりも正確である。

(四) 平泉澄、「徳川家康の遺金」史學雜誌第二十三編第六號に全文引用。

(五) 平泉氏前論文に發表後、大日本史料第十二編二十四に收載。

(六) 金銀職事(寫本)内閣文庫所藏。

(七) 蜀山人、一話一言卷二收載。予が先年の金銀大分銅研究の論文に始めて之を使用した。

## 五 印子の種類

我邦で印子又た印子金と唱へらるるものは所謂舟印子ばかりでなく、その種類が多い。

(一) 郢爰即印子金。この最古の原始的印子金は、近年發見の郢爰である。これは前述の如く、支那でも日本でも新發見品であるから、その研究は今後に俟つべきものである。

(二) 舟印子、一名印子。これは推定時代元末明初の頃の支那製品で、日本へは慶長初年頃から寛永正保迄の間に輸入せられたものと推測せられる所謂「印子」(いんす)は一名を「舟印子」といひ、それには支那本來の「本印子」又「眞印子」と和製の「佐渡印子」との二種があつた。佐渡印子の實物は未見である。黄白志に、「印子不<sub>二</sub>和物<sub>一</sub>、然共古來日本にても被仰付鑄之、鑄形干<sub>レ</sub>今所持」(安政七年津田明德補修本)とあるから和製のあつたことは確である。三井家藏品に享保十八年に求めた「分銅銀」一個九十九分五厘のもの

のあり、内面に「金本銀」と極印してある。舟印子に似たれども、底と波とが異てある。支那製である。金印子の手本の銀といふ意味であらう。

我邦へ輸入の金の舟印子は駿府の金藏から久能山の金藏に移され、それから又た江戸の金藏に移されたものがこれである。先是、大坂城内貯藏の豊臣秀吉の莫大な金銀大分銅（法馬）後藤家文書 其他「金子ノ箱三百枚入箱十、五百枚入箱八」寺願寺日記 などの内には、未だこの印子金は無かつたらしい。

(三)花印子。これは舟印子と一緒に徳川幕府金藏に貯藏せられたものである。其實物は何物か古人も具體的に説明して置かないので、予は三井家所藏の支那製貴金屬飾装品の一種小金環で所謂七寶の花形の實物が即ちそれであらうかと推定した。三井家主催 展覽會圖錄 然るに、其後坊間で採訪した一古金銀の拓本一綴、

それは正さしく金座所藏中のもの、今其一部が大坂造幣局に襲藏されてある標本的のもの、實拓であると推定するが、その内に、甚だ珍らしく、全く始見の「花印子」なるものの實寫一品がある。これによつて予が前説を修正すべき段取になつたけれども、その詳説は他の機會に譲る。

以上(一)を最古として、(二)(三)は近古の輸入品の印子に屬するものと類別する。

(四)「ふんどう」一「小分銅」。これは前掲の文書にあるもので、大分銅即法馬と其形狀を同じくするものらしく、其重量は小量の百目平均のものである。これは和製品だと思ふ。金ふんどうと銀ふんどうとの二種があつた。元和二年 遺金目錄 これは所謂印子とは別種だけれども、分銅形即ち舟形である點が印子と同類で

ある。もと尾州家舊藏の金小分銅で、故あつて今日本銀行に現藏してあるもの、拓本を實見するに、其形狀天秤用の銅製分銅と同型で、表に葵の紋章がある。恐らくは駿府金藏目錄の「ふんどう」其物か、或は本印子などを改鑄してこの小分銅に造つたものであらう。純良金だそうだから、「印子の分銅」と名付けることも出来ようと思ふ。

(五)近世寶曆以後渡入の所謂印子金　この印子金は、近世即ち徳川時代寶曆十二、三年以後特に田沼時代に於いて、盛んに長崎から支那貿易品として輸入せられた所謂「唐金銀」である。詳言すれば「元寶足紋金」「足赤金」「元糸銀」「馬蹄足赤金」唐阿蘭陀持渡金銀錢圖鑑などの多種類を一括したる俗稱「印子金」である。是等は、かの古渡りの舟印子とは全く別種で判然區別すべきものだといふことは、既に三貨圖彙の著者草間直方が看破した通りである。この内、舟印子の形狀に最も近いものは元糸銀である。馬蹄足赤金は今支那の馬蹄銀とは全く異り、眞に馬蹄形のものである。

以上述べた如く、所謂印子金は、之を時代別にすれば、最古と近古と近世との區別すべきものなることを確認する。

(五)印子の製品。純良の舶來金即ち印子金で製造したる貴金屬製品を、徳川時代以來今日でも、「印子の何々」といふ。たとへば、

一、印子ゆびかね・むねかね。(寛永二十年久能山金藏目錄)



一、印子ノ盃二つ。(慶長十四年和蘭陀獻上品) 異國日記、海牙古文書

一、印子ノ盆一。(元和七年暹羅國獻上品) 異國日記、外番通書

一、ゐんすくさり。(元和四年駿府分物) 駿府御分物之内金銀道具帳

一、美女の器物悉く印子を以て作る云々。(慶長十八年大久保長安遺物) 久國談話

一、印子金二十丸。(寛永六年土井利勝より家光へ献上) 東武實錄

一、加賀富商所藏の印子、薄きこと紙の如きもの。一名金カナガヒ 三貨圖彙金銀圖錄

遠藤按、これ悉らくは、支那の「葉金」であらう。慶長八年及元和七年暹羅國王より將軍家への上書の所謂「金札表」などと同種類であらう。

一、淀屋關所品中の 唐渡印子鶏。一名いん哥鶏。ゐんすの銚子。印子之鳳車。(寛永二年) 一話一言、攝陽奇觀、慶家、元

祿寶永珍話、大阪淀屋家財目録書(山本氏藏)

この外、枚舉に違がない。要するに日本産金よりも外國産金の所謂舟印子の如きものが最上品と考へられた爲めに、かくの如く金製の貴重品に印子の二字を冠するに至つたものである。

序に云ふ。骨董家の取扱ふ名物裂の錦鋪に「上代印金」とか、「紫印金」とか唱へるものは、其の裂地に上代極上の金を以て模様を印したることを意味するもので、必ずしも印子金を用ひたといふ意味ではないらしい。

## 九 舟印子の形制

舟印子の實物の寫眞は口繪に示したる如きものである。昔金座の座人達が之に舟印子の名を付したの  
は、側面から見たときの形狀によるものである。表面から之を見れば、大體分銅形を成したもので、中  
央は凹み、周邊の耳は薄く盛り上つたものである。裏面から見れば、一層判然と分銅形を成してゐるこ  
とがわかる。「分銅金」の別名はそれから起つた。

舟印子製造の過程を考へると、先づ分銅形の鑄型に熔金を注入して分銅形の金を造り、次にそれが沸  
いてから冷えきる迄の間に中央部を幾百千回となく掻きまぜて細かな渦卷を起さしめ、最後に其鑄型の  
まゝ、わざ／＼傾斜して型の邊から薄い耳を流れ出させて而る後全く冷却してから型より取り出して出來  
上がらせたものと推測する。渦卷を作ることとは舟印子ばかりでなく、後世の元寶金銀即ち馬蹄金銀も皆  
さうである。これは支那の鑄金術の一特色で、日本人では之を眞似ても出來ないものだ、元の大坂造  
幣局技師試金部長工學博士甲賀宜政氏最近七月十六日  
没七十七歳から予が嘗て親しく傳承したところである。又學友  
加藤博士が、先年支那に實地見學せられたところによると、例の銀爐即ち爐房で元寶銀などを造る時に、  
工人が長い線香を以て鑄型を攪拌すると自然にかの水まきの紋が出來上るといふことである。この渦  
紋には細大があり、細かいほど舟印子はよいものと日本では鑑定されてゐる。さて何のために、周邊を

高くして「耳」を作つたか。それに就いては未だ説明を承つたことが無いけれども、悉らくは、一つはこの物の金性を見るとききの便利の爲めと、この物を幾個か積み重ねて運搬するとききの便利の爲めとであらうと推察する。

分銅即法馬の形の起源については、予が先年の法馬の研究にも述べて置いた通り、權衡即ち天秤のおもりの分銅と同一系統のもので、圓の兩側を彎曲させたのは、もちはこびの時指で容易につまみとることが出来るための自然的實用的のものであると思ふ。六ヶしく何の形を模したものだなど、せんさくには及ばないだらう。

そして、舟印子の外側面は、でこぼこした鑄放しのまゝで、滑らかに直線的に加工したものではない。この點も舟印子の特徴である。

舟印子の形制に最もよく似たものを、後世渡來の支那金銀（唐金銀）に求めると「元糸銀」といふものがある。乍併その底面は突がつたもので分銅形ではない。「元」は元代の元寶銀の「元」で、「糸」は細かい水まき紋の意味であらう。天工開物參照

分銅形系統の支那金銀には種類が多い。試に系統付けると次の通りである。

(一)舟印子系。これは最古のもので、恐らくは元末明初のもので、分銅鑄型の形迹を最も明かに示し、周邊の耳が高く盛り上り金質が良いために自然に内部にめり込んであるものもあり、側面は滑でな

く、中央の凹みの渦紋が糸の様に細かい。そして其一箇は平均百目位の少量のものである。又た、これには、文字の極印が一つもないのが特色である。

(二)元寶銀系。これには「元糸銀」といふ少量五十匁内外で舟印子に似たものもあるが、其他最も多いのは元寶足紋金といふ平均五百目の大量のものである。今も支那に流通する元寶銀一名銀兩。日本で馬蹄銀と通稱するものがこの系統に屬する。大體の形が大振りで、耳の形は舟印子に似て居るが、側面の加工に、蜂窠のやうな穴が多く、皺が太く、底が平らで、且つ内面には必ず銀匠の名と年號の極印がある。元祿享保の昔、博多の聖徳寺境内出土の唐分銅銀も、實は元寶銀である。寶曆度以來盛に輸入された唐銀にもこれが多い。

(三)足赤金系。この量目は凡百目位だが、形狀が硯形に長方形に延びたもので、波紋と耳と極印とが備はつてゐる。この系統には、「足赤金」「九程金」「安南板金」「西藏金」などがある。履物の形に似てゐるから西洋人は之をスリッパ、ゴールドなど、もいふ由である。

(四)馬蹄金系。眞の馬蹄の形で、一見太ふく餅をおしつぶしたやうなものに、「馬蹄足赤金」と極印した凡九十七匁のものが夙に日本に渡來し、其圖も傳つてゐる。これこそ馬蹄金の名に背かぬものである。加藤博士に従へば、支那では極昔の漢代の文獻にもそれらしいものがあるとのことである。今日本では支那の銀塊を一般に馬蹄銀とばかり俗稱してゐるが、舟形のことを馬蹄と見立てるのは不

自然である。眞の馬蹄金は、別にあることを再認識すべきである。

(五)所謂博多銀系。所謂「博多銀」は古く博多港に輸入されたもので、その内には前述の聖福寺出土の

元寶銀もあるけれども、其外に一種異りたる両面扁平の分銅型銀板もあつたことが、三貨圖彙、黃

白志寫本、諸國灰吹銀寄寫本などの略圖にても知られるが、其原物の遺品については加藤博士が紹介さ

れた露國出土の支那古銀東洋學報十六ノ三の外、博士が其後支那に於て採集された類品の寫眞も嘗て拜見した。

又た東京平尾贊平氏の蒐集品にも其實物「元寶銀」があるのを實見して、この扁平分銅形の一系統を査定するを得た。

以上の如く、(一)より(五)に至る系統を作つてみて、分銅形の支那古金銀の形制を歸納的に考へると、始めは、天秤の分銅と同様の形が基本で、それから漸次變化して周邊に耳を出した舟形印子となり、次にその耳ばかりが更に擴大され同時に底の分銅原形が崩れ、次にその崩れた分銅形が細長くなつてスリッパの様になり、又た一方では分銅の高さを減少して低い扁平の形をも生じたことが通觀される。支那特有の鑄貨術に於ける地金的金銀塊の一種の貨幣は、大體斯様な變化をなしつゝ、今も猶ほ其系統を「元寶銀」に於て保守して居るが、金塊の方は夙に彼國に於ては散亡して傳らないのに、獨り日本に於て舟印子を代表として、其他同系の古金銀實物二三が保存されてゐることは誠に珍らしいことである。

こゝには一々それらの圖版を示すことが出来なかつたが、一般の參考書としては「三貨圖彙」唐宋時

代の金銀の研究」

加藤博士著

「歴史講座 田沼時代」

辻博士著

などの刊行物中に其挿圖がある。専門の研究資料としては

寫本の唐阿蘭陀持渡金銀錢圖鑑、舶來寶貨圖說、海外錢譜、壺蘆圃雜記の内舶渡金銀錢圖鑑、諸國灰吹銀寄等々がある。就いて參看せられたい。

## 七 印子金の圖案化

印子金を「お寶」として民衆的に圖案化されたるものには、支那では朶雲八寶の圖があり、日本では「寶盡し」がある。朶雲八寶には色々あつて金銀珊瑚珠玉等を現はし、寶盡しにも七寶形丁子形カギ形小槌、かくれ簑笠、珊瑚橘等色々あつて一定しない。八寶中の金銀を象徴するものに分銅形や七寶形のものもある。その分銅形を舟印子に比較して考へた人は前に新井白石あり、後に淺野梅堂（長祚）がある。予は先頃の三井家主催の展覽會に、舟印子及び花印子の興味的參考資料として、有り合せの一古書、即ち我至徳三年古版法華經音訓貴重圖書 印影本の書扉の一部を供覽した。

すべての圖案は實物の聯想より成るものである。金銀貨幣の代表的紋様に、分銅形を以てするは支那でも日本でも同様であるから、根本的研究に専念する學徒は、かゝる傍系的資料をも見逃してはならぬ。予は今後この方面にも深く立ち入て見る積りであるから、諸君の示教を仰ぐこと切なるものがある。史學は考古學の助けを十分に借らなければならぬことを、予はいつも痛感してゐる。

## 八 舟印子の用途

舟印子は何のために作つたものか。印子金野爰は明らかに金貨幣の最古なるものであつたが、舟形即ち分銅形の所謂舟印子が支那製であるとすれば量目凡百目の大量の定型金塊が、ふんだんに金貨として流通されるには餘りに大きい、これは始めから貿易取引上の一種の金塊として、特に日本好みに應じて早くから支那から輸入されたものと推斷する。輸入の一經路については別項に述ぶるとして、こゝでは之が徳川幕府金藏の非常準備的貯藏金塊として、「印子入箱」なるものに大切に永く保存せられたものであることを特筆して、學界の注意を促す。即ちこれはかの金銀の分銅（法馬）と共に貯藏され、時々改鑄の小判一分判其他の金貨の金地金としての用を果したものである。其實證は、收藏大原といふ金藏の祕記や、金局祕記塚本、日本貨幣史第三篇所收などに印子の總數、總量に註してその時々「出來金に吹立凡一萬貳千八百兩餘程」など、あるにみても知られる。乍併、もとより大切なものであるから、みだりに鑄潰さず比較的永く保存したものである事は第十一項に詳述する通りである。

次に、之れが賞賜の用即ち拜領品として手ごろの品である爲めに、度々幕府から諸大名その他の功臣に下賜されたものと見える。その文獻は未だ予の手には蒐めなから詳しいことは未だ判からぬ。東武

實錄

古事類苑所引

寛永六年、土井利勝が家光に獻した「印子金二十九」などは直ちに舟印子だと断定し兼ね

る。今日吾々が稀々に實見することが出来る諸舊家秘藏の印子についても其由来は、すべて明らかでないことを惜しむ。

また、舟印子は金座に於て、金の品位の手本金としても保存されたものである。

とにかく、舟印子の一般的性質は貿易用品で、貯藏用金地金となり、金の極上品の手本ともなり、また賞品用にも供せられたものである。

### 九 舟印子の量目品位

舟印子の現存實物で予が實檢したものでいへば、姫路酒井伯爵家藏品一個（口繪参照）は、九拾八分五分。三井家所藏五個中、百貳分五分、九拾九分、九拾八分五分は完全の一個つゝの目方。六拾貳分五分は折半一個、百六拾六分は貳個燒熔融合の一塊である。以上總體平均百目である。

次に古文書古記録に徴するに、かの元和二年家康の駿府遺金目録には「いんす」は百目。當代記には印子一ツ或は百目或は百五文目。金座の實録「金銀職事」に見える印子色々は、九拾九分貳分、九拾五分貳分、九十九分八分、九十九分五分、九十九分、百五分等である。以上通算平均約百目となる。これにて、實物と文獻との量目が一致することが知られる。

品位について、最も確實なる文獻は、



○元祿九年十二月五日

朝田次部兵衛

御納戸に而唐金位改候處

凡ノイタメノト位

惣 眞印子壹ツ

掛目九拾九匁四分

五拾三匁替

代金拾八兩永七百五拾四文と申上候

——金銀職事、下卷

右の「ノイタメノト位」は金座の符牒。これを反譯すれば「五拾四匁四分位」となる。

○印子金目方

參拾貫百貳拾九匁

(天保二巳年改)

出來金凡壹萬貳千八百兩餘

古傳は四拾五匁貳分位。

近來奥金藏において位相改左之通申上に相成

舟印子

凡四拾五匁位

花印子

凡五拾六匁位

但一包つ、切解相改

——金局秘記

右によつて舟印子の品位は、大體四拾五匁の位であることが判る。「位」とは古の試金針凡そ五十本以上

の手本金により四十四匁を基本として比較して色合を鑑定するときの金座の術語であつて、目方の匁とは違ふ。たとへば、慶長小判の位は五十二匁位、元祿は七十六匁七分位、などと貨幣秘録にあるのがそれである。然らば舟印子の位は慶長金よりも餘程位の高いもので、純金の四十四匁に最も近いものである。

然るに、「正金銀私考」に、「金位極上々を印子と申候、是は隨分度々鍛拔候廿五位より上の金にて御座候」云々とあると引用して、「廿五位とは廿五雙のことなり」古事類苑などと註解したもの、あるのは全く間違である。「雙」は昔の千分率分折法の一術語で、四十四位に對して「百五十雙」といひ、五十二位に對して「百四十雙」などと唱へたものだから、「廿五位」も廿五雙も共に俗説誤解の甚しいものである。うっかりと隨筆などを引用しては飛んだ誤謬を傳へることを知るべきである。

舟印子一個の評価は、慶長十二年頃には銀にして一貫四百目程の直當代だとあるが、元祿九年金座の調前條引用では、「代金拾八兩永七百五拾四文」とある。この乏しき史料でも、大體に於て舟印子の代價が知られる。

又た、前第四項に引用した金座の手本金としての「金子の名」の順序をみると、舟印子が第一で、次に花印子次に大佛大判等が列してある。これによつても、舟印子の優越なることが知られる。

## 一〇 舟印子の輸入

所謂舟印子即印子が、いつ頃我邦に輸入されたか、其の歴史を悉く明かにすることは出来ぬ。

小瀬甫庵の太閤記卷ノ一六に、慶長元年九月、土佐國長曾我部居城うら戸の湊十八里の澳に、一の異國大船（支那船歟）で南蠻國よりのびすばんへ商賣のため通ふ舟が難船した時、救助の御禮とし城主を通じ太閤に献上したる注文（目錄）中に、

「ゐんす 千五百内ひか 三百」

とあるのが始見である。「ゐんす」は印子即舟印子であらう。「内ひか三百」とある「ひか」は、恐らくは「光」の隠語であらう。予が珍藏する「大判座極印覺」に、「大佛大判五八ナヒカ」「享保大判六二アリヒカ」などと見えるによりて推定すれば「ヒカ」は専門語で、「ヒカ」のない方が善く、ある方は劣るとの意味であらう。

當代記卷六慶長十二年四月廿五日條に、

當年は于今黒船不渡、是は通事去年唐船頭に告て云、船多渡海之間、糸日本に多し、今年又猶着船は糸可爲下直と云々。依之不來歟。但大御所より印子壹萬御詔と云々。印子一ツと云は或は百目或は百五十目有之と也。印子壹ツを銀壹貫四百匁程の直と也。然ば印子壹萬は銀壹萬四千貫の價歟。

もとより唐人は銀を吹直し銅夾を皆吹捨、本々の銀迄を取。此度大御所命には不吹して丁銀を可取由宜。是唐船の者共不快と云々」

とあるのは、印子の輸入當初の事情を知るべきもので、如何に例の金好きの家康がこの印子にあこがれて、その大量輸入を熱望したかがわかる。又同書に、慶長十四年十二月九日長崎港で黒船が難破した時、積荷の内に、「銀は三千貫目程可有、印子は何程可有之も不知、糸は少々浮上げるを取て駿府使持參」とあるなども印子輸入熱の盛んなりし當時を物語るものである。

印子の輸入は、かくの如く慶長年間が最も盛んであつて、其後元和寛永正保の頃までには或は少しづつは輸入されたらうが三貨圖 彙説その後暫く途絶えたものと察せられる。

然るに、徳川時代中世以後、特に寶曆十三年より以後幕末嘉永頃までの間、外國金銀の輸入された顯著な史實がある。けれども、それは舟印子系統のものではなく、前第五項及び第六項に論じた通り、元寶銀系統の所謂印子金である。だから本論の主題でない故論及せぬ。

古來西洋方面に向て、「黄金島」として知れ渡つた日本島國から金の濫出問題は屢々論せられたが、反對に外國から金銀の輸入された史實に就いては既に外人間にも少しく之に觸れた論文もあれど、邦文の史料によつて詳細に其輸入事情を説かれたのは、故内田博士の論文が始めてである。然し、それには寛

政度迄を説かれたが、予の研究では其以後嘉永頃までのものがある。かの御爲替組の者共が、大阪金藏と大阪銅座と、京都及大阪の金座銀座と、長崎役所と江戸金藏との連鎖關係に於て、「御爲替御用」の一部として、長崎輸入の所謂「唐金銀」を如何に多量に取扱かつたかは今その研究中にある。大體に於てその唐金銀の品名中には所謂舟印子に屬するものをほとんど見受けないが、只一つ享和元年中に京都銀座からの江戸現送品中に、「金印子、銀座封之儘一箱」とあるのを最も珍らしく思つた許りである。

註(一) 内田銀藏博士、徳川時代特に其の中世以後に於ける外國金銀の輸入、

同博士著日本經濟史の研究上巻所收

(二) 大阪三井組備付舊帳簿御用留、三井文庫所藏

### 一一 舟印子の幕府貯藏品來歴

舟印子は、前述の如く凡そ慶長年間に最も多く輸入せられて黄金好きの家康の駿府金藏に貯藏され、後に久能山の金藏に移し、再び之を江戸城内の金藏に移管されたものである。慶長度以後に輸入されたものは比較的僅少であつたように思れる。

<p>徳川家康 駿府遺金</p> <p>久能山金藏の印子並小分銅金の箇數</p>	<p>元和二年</p> <p>久能山御藏金銀請取帳</p> <p>（尾州徳川家藏）</p>
<p>寛永廿年</p> <p>久能山御用金銀江戸金藏請納覺</p> <p>（久能山所藏）</p>	

一金四拾壹箱 但壹箱ニ 付百入	ふんどう		
一金壹箱 但百入之由	いんす	一金 此内 七貫五百拾匁ハ色々金 壹枚九兩三分ハ色々金 印子十四 但壹箱入 此内 五ハ本印子 九ハ佐渡印子	
一銀壹箱 但五拾入之由 此目七貫目之由	銀ノふんどう	一吹金 此内 印子四十八 此内十三は佐渡印子 王金百拾五枚入 但壹箱入 流吹四百貳拾四匁三分	
		一色々金銀 印子貳拾六兩 ゆひかねむねかね也	
		一銀分銅五拾 此内 貳拾ハ貳百目吹 三十八百目吹 但壹箱入	

備考

- 一 元和二年の請取帳は、家康没後駿府の遺金を改めて久能山に移さんとした時の假目録である。
- 一 寛永二十年の請納覺は愈それを久能山に格納した時の明細帳である。
- 一 本表は右二つを對照したものである。

右對照表によつて、家康遺金の久能山金藏に格納されたもの、内、印子並小分銅關係のことが明細となる。「いんす」(印子)は所謂舟印子であることは其の目方で察せられる。「ふんどう」には金と銀とあつたらしいが、これは舟印子に似た形の分銅金で小形の百目位のものだから、かの大形の金銀分銅一個目方四拾四五貫目の所謂法馬とは全く別のものである。この金小分銅が寛永の目録には無いのは、既にそ

れ迄に分配されたによるか、或は既にこれ丈けが江戸に移されたか不明である。寛文元年七月御天守金銀帳一話一言所收に

『一金小分銅百拾五は

但壹ツに付百目ツ、也

小判ニシテ貳千三百兩

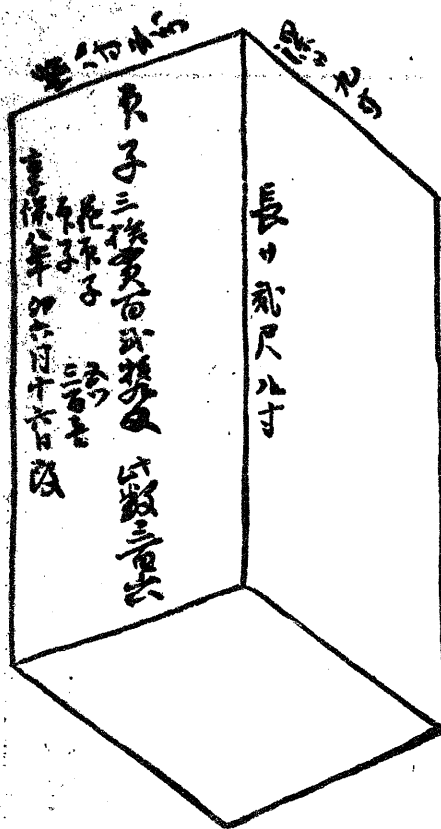
但五拾目替之積り』

とあるのによると、かの四拾壹箱の四百拾箇の内が、夙に江戸天守金藏に移されたものと考へられる。この金小分銅の事は、この外に前にも後にも文獻が乏しいから明かに出来ない。

次に、江戸の金藏に貯藏されてから後の「印子」即ち舟印子の箇數増減の調査を企つるに先立ちて、金藏に於ける印子の貯藏の方法について少しく述べる。

舟子入有箱（貯藏金藏用）

（貯藏金藏用）



これは享保八年に印子入箱に納めたまゝのものを寛政五年度に再び改めた時の見取圖である。收藏大原

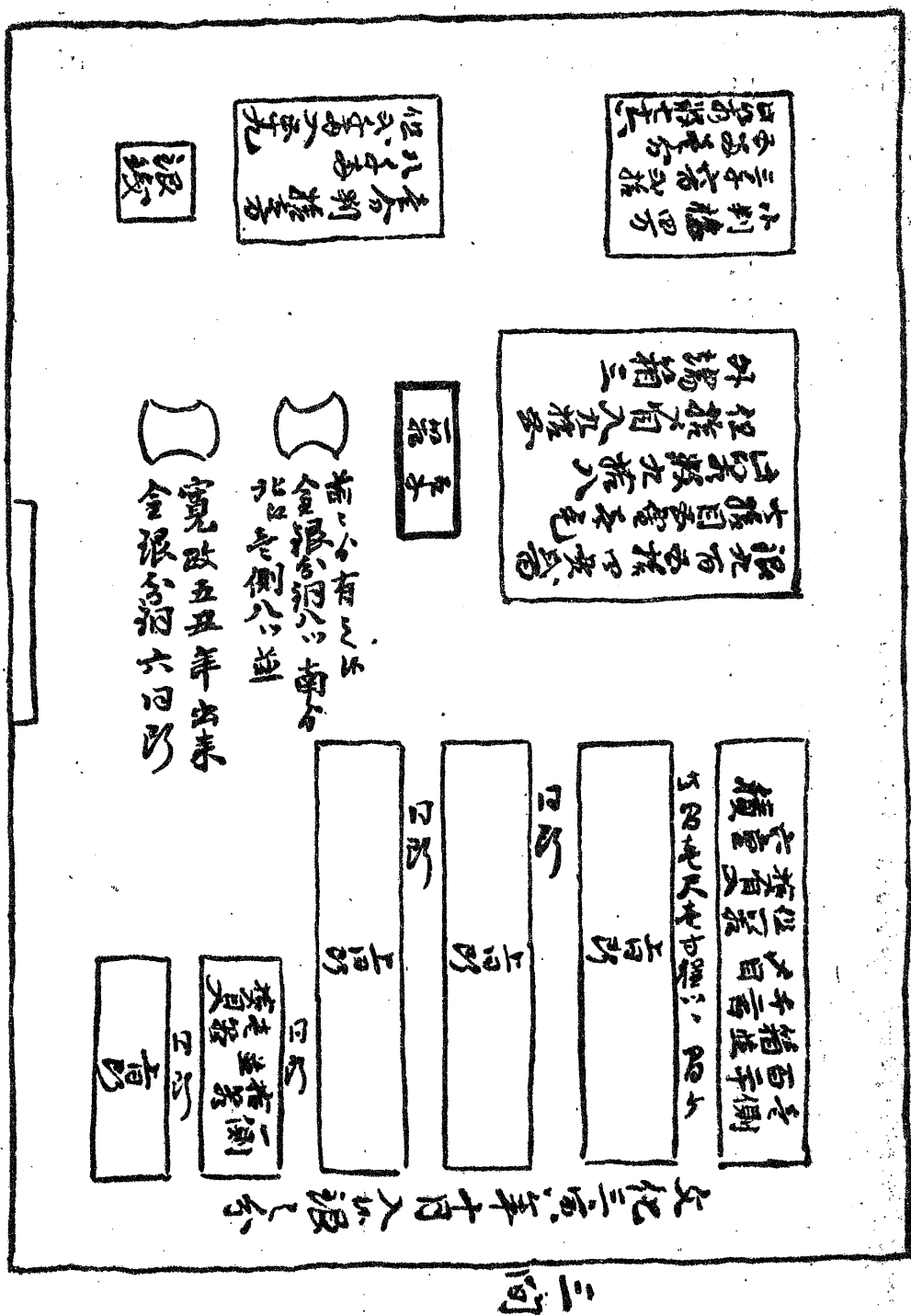
右の印入箱は唯一箱あつて、金藏——蓮池金藏と奥金藏との二藏の内、御天守臺下奥金藏——に祕藏されたものである。その奥金藏に於ける金銀貯藏品の配置の實地見取圖も傳はつてゐる。それは別紙挿入の圖で

ある。次の金藏圖と、子が先年分銅研究に挿入した金藏圖と對照せよ。

江蘇省時令與金銀平面圖

五三

(時令與金銀平面圖)



近古輸入金地金の一種「舟印子」の新研究 (遠藤)

(三三)

二九



江戸城内奥金藏貯藏の印子統計表

遠藤佐々喜調査  
(昭和一〇・七・二七)

改年代	舟印子	花印子	印子總量	摘 要
明曆三 <sup>改</sup>	印子四二二 <sup>個</sup>	—	—	明曆三年大火後殘品、竹橋餘筆別集
寛文元	印子四二一	—	—	御天守金銀帳(一話一言)
享保八	印子三〇六	花印子五	三〇、一二九 <sup>實</sup> <sub>友</sub>	收藏大原(帝國圖書館本)
天明六	印子三〇六	花印子五	三〇、一二九	奥金藏御除金帳(御勝手方覺書 成申難察ノ内)
寛政五	印子三〇六	花印子五	三〇、一二九	收藏大原
天保二	舟印子—	花印子—	三〇、一二九	奥御金藏有高覺(金局祕記ノ内) 箇數記入ナシ
天保一三	—	—	三〇、一二九	同上

備考

- 一 享保以前の印子は舟印子ばかりか、花印子も含むか不明である。
- 一 奥金藏の金銀有高調は歴年の文獻あれども、總高のみにて細目なき故、印子丈けのことはこれ以上に調査することは困難である。但、江戸城の火災は明曆以後天保九・天保十五・文久三の數度であつた。

右統計表によつてみると、明曆の大火に、難を免れた印子が四百貳拾壹個も残つて居た。それは恐くは駿府城乃至久能山からの移管であらう。寛文頃まではそのまゝで、其後元祿度に潰されたものとみえて、享保度には減少して三百六個となつてゐる。享保以後は天保の未に至るまで、花印子と共に大切な「除

金<sup>シ</sup>」として増減なく存続したことが知られる。

この印子増減表に比較するに、予が先年の調査、「徳川氏金銀分銅増減表」本誌第三卷第一卷参照を以てすれば、一方は大分銅、これは小分銅であるから對照の妙味があらう。

天保以後に於ける舟印子の始末は、かの金銀大分銅のそれと共に、永遠の迷宮に入つたものと、あきらめる外に仕方がなからう。それにしても、舟印子の世間に散布遺存するものが少しでもあるから、吾々の研究の資けとなるけれども、大分銅の實物は一つも残らず、其拓本や見取圖が僅に残つてゐるばかりである。

茲に注意すべきことは、小分銅金たる舟印子と、大分銅金銀たる法馬とを共に「分銅金」と唱へる爲めに、兩者を混同した傳説が屢々世に行はれてゐることである。

博識廣聞なる大先輩赤堀又次郎翁が、嘗て「紅葉山の御寶藏」中央新聞所載、大正十四年六月に、

天守の金庫にあつた黄金の大分銅一箇の目方約四十貫目餘のもの之は幕府の軍用金でなほこの時には數箇使ひ残つてゐた。之を植木鉢の中の隠して釣臺に載せて他人の氣のつかぬやうにして運んだ。荷物が多くて清水田安二家の中へも入りきらぬ故に其餘つたものは上野の寛永寺の中堂其他へまづ一時預けた。之を安全地と思つたのであつたが、五月十五日の戦争の終つた後に官軍の放火によつて中堂寺は焼失した。其放火したものは後の宮内大臣土方久元氏であつた。

とあるが。一箇目方約四十貫目餘の大分銅が、さう安々と植木鉢の下に隠して持運ばれるものではない。予は嘗て維新當時彈正臺の役人を勤められたことのある岡本則錄先生後の成城學校長、和算大家から直接に傳承したと

ころによると、あの頃お城に出入した植木屋が植木鉢の下に分銅金を隠して持逃げをして向島邊に隠し置いたのを弾糺した覺がある。その分銅金は小さいもので、大分銅予其時、家藏の萬治年製大分銅拓本の掛物を示すは別なものであつたとの事である。小さいものとは百目位の小分銅即舟印子のことに相違ない。

又たこの小分銅金舟印子の諸家に襲藏せられるものに就いて、それが大坂城の焼残りだとか、分捕品だとか口傳されてゐるのは、誤傳であると思ふ。予はこの舟印子に限りては、大坂城とは關係なく、駿府城以來のものだと確信する。その次第は前陳の通りである。

## 一二 諸家儲藏の舟印子

幕府金藏の舟印子は、夙に少しつゝ世間に散布されたものが、古い目録や、現存の實物やで知ることが出来る。

(一) 金座所藏の印子。淺野梅堂寒檠鑲談に、『金座の後藤吉五郎の家に、往古よりの金銀の種類殊なるをばことごとくあつめて數百種を桐の組重箱に入て十一二種を一箱にしきり板を入れて重ねたるが三十組ばかりもあり、砂金をはじめ鎌倉時代の金雁カネ小判より雛小判など云玩弄品、さでは異國の印子金まで數品收たり。近藏重藏が著せし金銀圖録はこれを見てあらはせしものとおもわる』とある。金銀圖録の印子金は寫生的でないことを第六項に注意した。今大阪造幣所藏の古金銀中には、金座の傳來品乃至

金銀圖録所載のものを含むけれども、惜しくも、舟印子は一つも傳てゐない。

(二) 舊小野組所藏品。明治七年愛知縣下博覽會出陳の小野組所藏古金目錄寫(細野要齋遺稿ノ内)を借覽するに、『六ノ箱に、「慶長印子金」一箇』として略圖が書き入れてあつた。

(三) 前田侯爵家所藏品。侯爵家の實物は幾個あるか知らないが、其の二個の寫眞を嘗て學友加藤博士から見せて貰つた。私に按ずるに、その内の一つは、寛永十年家光の養女清泰君御入輿の時の目錄に見える「ふんどう壹ツ此金八拾四匁二分也」に當るものか。加賀松雲  
公上卷

(四) 三井家所藏品。この全部の實物は、舟印子、花印子として最近の展覽會に出陳したから、世人の記憶も新たである。これはもと越前福井藩主松平侯爵家の傳來品である。この内の花印子の解説については追考するところがあるから他日一層正確になるであらう。

(五) 姫路酒井伯爵家所藏品。この一箇は、昨昭和九年十一月、造幣局東京出張所主催貴金屬展覽會に「拜領物元寶金」として出陳されたものである。本論文、口繪参照。

以上の外、尾州徳川家所藏品の分銅金數箇が、今も日本銀行に保管されてあるが、それは舟印子の造り替の御紋付の分銅金であることを、其の拓本を錢幣館主田中啓文氏に見せて貰つて知るを得た。尙御家藏の品はもとより吾々の關知するところでない。徳川家達公の家にも尾州からの傳來品ある由嘗て高岸拓川翁から傳聞した。黒田侯爵家にも長崎貿易以來の唐金銀の内にこの舟印子もあるらしいと薄々傳

聞してゐる。何分諸家御秘藏のお寶——「お寶はしまひ置くほど寶也」——と予が嘗ての狂吟の通りで、「時節到來」も氣を永くせねばならぬ。

### 一三 今後の問題

舟印子の來歴は、この論文で徹底させられる所まで行つたつもりである。が、舟印子の姉妹品花印子の事はこれからの問題である。又た、本印子と佐渡印子との區別も未だ明らかでない。佐渡印子を作つた鑄型があつたことも再調査を要する。圖案化された印子模様の考古學的研究も残つてゐる。又た品位の新分析試験もせねばならぬ。支那には、舟印子の原物が無いかどうか、かの唐代進奉の唐銀錠三井家藏のやうに、又た郢爰の發見のやうに、今日の探求を期待するばかりである。

### 一四 要 括

古來「黄金島」として世界環視の中心になつてゐる我日本は、果して金産國であつたらうか、又は金集中國であつたらうか。この大問題の下に於ける小問題として、予は支那輸入の所謂印子なる金地金に就いて、是迄誰もが未だ手をつけなかつたところを少し許り開拓した。

「印子」或は「印子金」といふ名稱に於ては、新發見の支那春秋時代(?)の郢爰といふ最古の金幣と我

舟印子とは間接的に脈絡を保つことを始めて認るを得た。

所謂舟印子の本質的研究は、その種類、その形制、その用途、その品位量目を究めることによりて、實物實證主義の歴史科學の任務を示すことを得た。

外國金銀の輸入問題を、徳川氏の中世寶曆度以後に於ける輸入金銀研究に限られた内田博士の論文を補足する意味に於ても、予が慶長以來輸入の印子の研究は、單に従來の古錢家の蒙を啓く丈けにはとゞまらぬ。

徳川幕府非常用の金銀大分銅と共に、お寶の代表として永く保存された印子即ち金小分銅の保存の歴史も大體は判つた。これによつて徳川氏財政の一半面をも覗ふことも出來よう。(昭和十・七・二八稿)

○通航一覽

卷百九十九

所引、唐阿蘭陀持渡金銀錢圖鑑附録の一文に、

『寶曆十三より金銀持渡ることは田沼意次が政柄を専らにせし時、人ありて白石の寶貨事略を示す。意次も打驚きて、さては唐船阿蘭陀へ試に金銀を求め見んとて申斷し所なり。此書(圖鑑)の如く金銀の山吹を唐船より渡したれば、さては儒者の申す事は用に立ずとて笑ひけるとぞ。事情を知らぬ人にかゝる書を見せて俗人の嘲を招きし事、口惜しき事なりとて多紀永壽院の物語なり。』

とある。劣才遠藤は、その口惜しき事を更に口惜しき事に思ふ。流石の儒者白石もお金の實際には、から素人であつた。憎まれ子、田沼には却て豪い識見があつた。

○向山源太夫が嘉永六年の上書、海防密啓

誠齋雜記所收に、

『然しも名譽俊才の新井筑後守義、我邦より外國へ入りし金銀を數へて深く惜み、寶貨事略と申書に論ひしを附和雷同の徒、識見も無之相議し候は何れも狭き了簡にて候。』  
とある。何事にも再検討が必要な事は、これでも判る。